

## 2019年 ゴールデンウィーク期間中の 診療体制に関するお知らせ

2019年のゴールデンウィークは10連休になることから、継続的な医療の提供に支障が生じないように、下記のとおり通常診療を行うことといたしました。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

4月27日 (土)	4月28日 (日)	4月29日 (月)	4月30日 (火)	5月1日 (水)
休診日	休診日	通常診療	休診日 (国民の休日)	休診日 (新天皇即位 祝日)
5月2日 (木)	5月3日 (金)	5月4日 (土)	5月5日 (日)	5月6日 (月)
通常診療	休診日 (憲法記念日)	休診日 (みどりの日)	休診日 (こどもの日)	休診日 (振替休日)

※診療科により休診になる場合がございますので予めご了承ください。

以上